別表十四(二)
「寄附金の損金算入に関する明細書」

記載要領はこちら

この別表は、指定寄附金等、公益の増進に著しく寄与する法人(以下この別表の留意点において「特定公益増進法人」といいます。)若しくは認定特定非営利活動法人等に対する寄附金、公益信託に対する寄附金又は特定公益信託の信託財産とするために支出した金銭がある場合には、まず下段の「指定寄附金等に関する明細」、「特定公益増進法人若しくは認定特定非営利活動法人等に対する寄附金又は認定特定公益信託に対する支出金の明細」、「公益信託に対する寄附金の明細」又は「その他の寄附金のうち特定公益信託(認定特定公益信託を除く。)に対する支出金の明細」の各欄を記載し、次に、公益法人等(法別表第二に掲げる一般社団法人、一般財団法人及び労働者協同組合並びに規則第22条の4各号《一般寄附金の損金算入限度額の計算上公益法人等から除かれる法人》に掲げる法人を除きます。以下この別表の留意点において同じです。)であるかどうかの区分に応じ、上段のそれぞれの欄を用いて損金不算入額の計算を行います。

「支出した寄附金の額」
「支出した寄附金の額」には、仮払寄附金の額は含まれますが、未払寄附金の額は含まれません。

「完全支配関係がある法人に対する寄附金額6」
法人との間に完全支配関係のある他の内国法人に対して支出した寄附金の額を記載します。

「同上の $\frac{2.5又は1.25}{100}$ 相当額10」
令第73条第1項第2号《一般寄附金の損金算入限度額》に掲げる法人(分子の金額が1.25となる法人)とは、次の①から③までのいずれかの法人をいいます(以下この別表の留意点においてこれらの法人を「資本等を有しない法人」といい、これら以外の法人を「資本等を有する法人」といいます。)。
① 普通法人、協同組合等及び人格のない社団等のうち資本又は出資を有しないもの
② 一般社団法人及び一般財団法人(それぞれ非営利型法人に該当するものに限ります。)
③ 規則第22条の4各号《一般寄附金の損金算入限度額の計算上公益法人等から除かれる法人》に掲げる法人

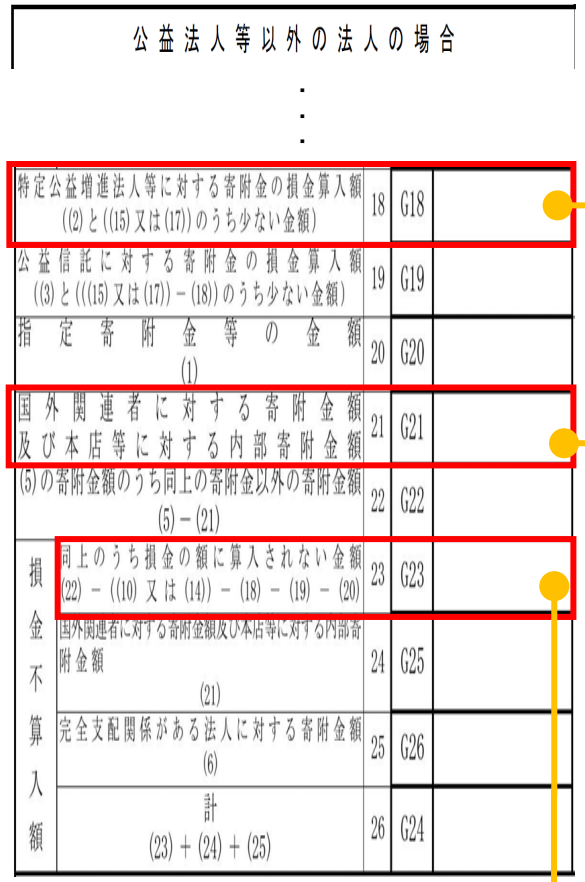
公益法人等以外の法人の場合 (円)

一般寄附金の損金算入限度額の計算	支出した寄附金の額	指定寄附金等の金額 (43の計)	1	G01	
		特定公益増進法人等に対する寄附金額 (44の計)	2	G02	
		公益信託に対する寄附金額 (45の計)	3	G03	
		その他の寄附金額	4	G04	
		計 (1)+(2)+(3)+(4)	5	G05	
		完全支配関係がある法人に対する寄附金額	6	G06	
		計 (5)+(6)	7	G07	
	所得金額仮計 (別表四「26の①」)		8	G08	
	寄附金支出前所得金額 (7)+(8) (マイナスの場合は0)		9	G09	
	同上の $\frac{2.5又は1.25}{100}$ 相当額		10	G10	
	期末の資本金の額及び資本準備金の額の合計額又は出資金の額 (別表五(一)「32の④」+「33の④」)		11	G11	
	同上の月数換算額 (11)× $\frac{\quad}{12}$		12	G12	
	同上の $\frac{2.5}{1,000}$ 相当額		13	G13	
	一般寄附金の損金算入限度額 ((10)+(13))× $\frac{1}{4}$		14	G14	

「11～13の各欄」
資本等を有しない法人については、記載しません。

「同上の月数換算額(11)× $\frac{\quad}{12}$ 12」
分子の空欄には、当期の月数(暦に従って計算し、1月未満の端数は切り捨てます。)を記載します。

別表十四(二)
「寄附金の損金算入に関する明細書」



公益法人等以外の法人の場合

特定公益増進法人等に対する寄附金の損金算入額((2)と((15)又は(17))のうち少ない金額)		18	G18	
公益信託に対する寄附金の損金算入額((3)と(((15)又は(17))－(18))のうち少ない金額)		19	G19	
指定寄附金等の金額(1)		20	G20	
国外関連者に対する寄附金額及び本店等に対する内部寄附金額		21	G21	
(5)の寄附金額のうち同上の寄附金以外の寄附金額(5)－(21)		22	G22	
損金不算入額	同上のうち損金の額に算入されない金額(22)－((10)又は(14))－(18)－(19)－(20)	23	G23	
	国外関連者に対する寄附金額及び本店等に対する内部寄附金額(21)	24	G25	
	完全支配関係がある法人に対する寄附金額(6)	25	G26	
	計(23)＋(24)＋(25)	26	G24	

「特定公益増進法人等に対する寄附金の損金算入額((2)と((15)又は(17))のうち少ない金額)18」

次に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ次により記載します。

(1) 資本等を有する法人
「2」と「17」のうち少ない金額

(2) 資本等を有しない法人
「2」と「15」のうち少ない金額

「国外関連者に対する寄附金額及び本店等に対する内部寄附金額21」

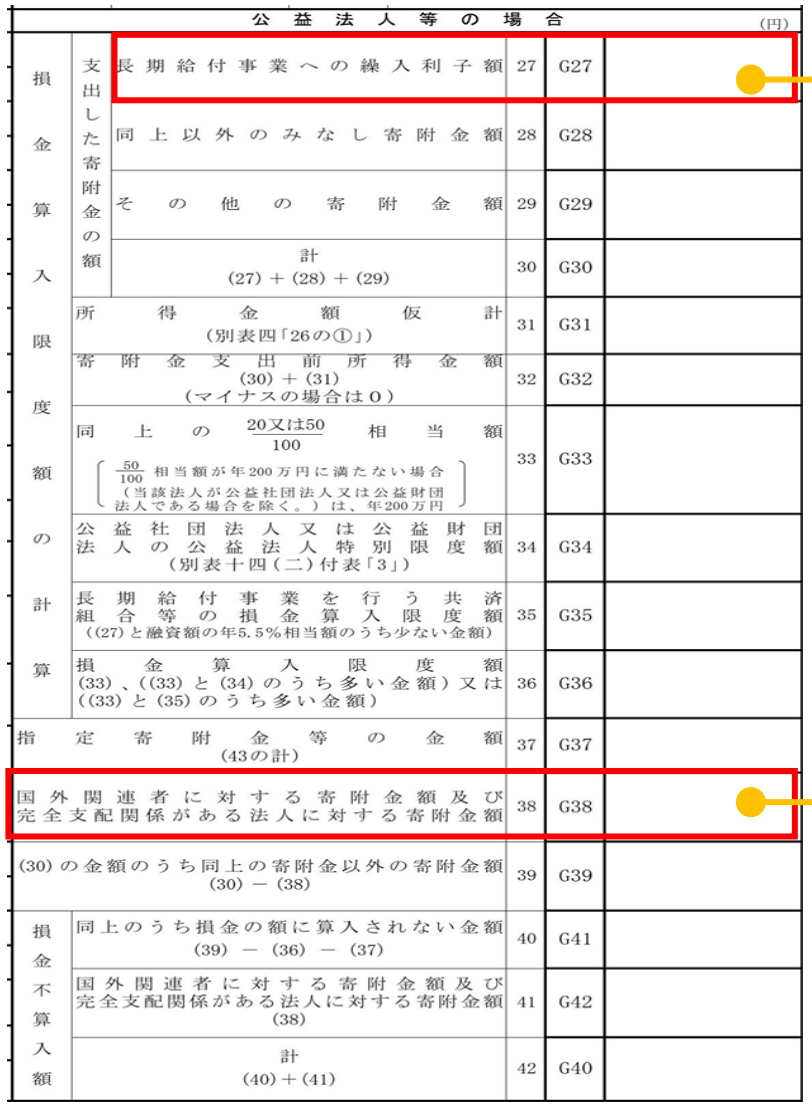
措置法第66条の4第3項《国外関連者との取引に係る課税の特例》の規定により損金の額に算入されない国外関連者に対する寄附金の額及び措置法第66条の4の3第3項《外国法人の内部取引に係る課税の特例》の規定により損金の額に算入されない外国法人の本店等に対する内部寄附金の額を記載します。

「同上のうち損金の額に算入されない金額(22)－((10)又は(14))－(18)－(19)－(20) 23」

次に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ次の算式により計算した金額を記載します。

(1) 資本等を有する法人
「22」－「14」－「18」－「19」－「20」の金額

(2) 資本等を有しない法人
「22」－「10」－「18」－「19」－「20」の金額



公益法人等の場合 (円)

損金算入限度額の計算	支出した寄附金の額 長期給付事業への繰入利子額	27	G27	
	同上以外のみなし寄附金額	28	G28	
	その他の寄附金額	29	G29	
	計(27)＋(28)＋(29)	30	G30	
	所得金額仮計(別表四「26の①」)	31	G31	
	寄附金支出前所得金額(30)＋(31)(マイナスの場合は0)	32	G32	
	同上の20又は50/100相当額 (50/100相当額が年200万円に満たない場合(当該法人が公益社団法人又は公益財団法人である場合を除く。)は、年200万円)	33	G33	
	公益社団法人又は公益財団法人の公益法人特別限度額(別表十四(二)付表「3」)	34	G34	
	長期給付事業を行う共済組合等の損金算入限度額((27)と融資額の年5.5%相当額のうち少ない金額)	35	G35	
	損金算入限度額((33)、((33)と(34)のうち多い金額)又は((33)と(35)のうち多い金額)	36	G36	
指定寄附金等の金額(43の計)		37	G37	
国外関連者に対する寄附金額及び完全支配関係がある法人に対する寄附金額		38	G38	
(30)の金額のうち同上の寄附金以外の寄附金額(30)－(38)		39	G39	
損金不算入額	同上のうち損金の額に算入されない金額(39)－(36)－(37)	40	G41	
	国外関連者に対する寄附金額及び完全支配関係がある法人に対する寄附金額(38)	41	G42	
	計(40)＋(41)	42	G40	

「長期給付事業への繰入利子額27」

令第74条各号《長期給付の事業を行う共済組合等の寄附金の損金算入限度額》に掲げる法人が、その長期給付の事業から融通を受けた資金の利子として収益事業から長期給付の事業に繰り入れた金額を記載します。

当該各号に掲げる法人とは次の法人をいいます。

(1) 国家公務員共済組合及び同連合会
(2) 地方公務員共済組合及び全国市町村職員共済組合連合会
(3) 日本私立学校振興・共済事業団

「国外関連者に対する寄附金額及び完全支配関係がある法人に対する寄附金額38」

次に掲げる寄附金の額の合計額を記載します。

(1) 措置法第66条の4第3項《国外関連者との取引に係る課税の特例》の規定により損金の額に算入されない国外関連者に対する寄附金の額
(2) 法人との間に完全支配関係のある他の内国法人に対して支出した寄附金の額

別表十四(二)
「寄附金の損金算入に関する明細書」

「指定寄附金等に関する明細」の各欄
　法第37条第3項第1号又は第2号《寄附金の損金不算入》に規定する国若しくは地方公共団体(港湾法の規定による港務局を含みます。)に対する寄附金又は財務大臣の指定を受けた寄附金に該当するものがある場合に、これらの寄附金について同項本文の適用を受けるときに記載します。
　なお、国又は地方公共団体に対する寄附金については、「告示番号」は記載する必要はありません。

指定寄附金等に関する明細												
寄附した日 元号	年	月	日	寄附先		告示番号		寄附金の使途		寄附金額 43 (円)		
N01					E01		E03		E05		G43	
N02					E02		E04		E06		G44	
計											G45	
特定公益増進法人若しくは認定特定非営利活動法人等に対する寄附金又は認定特定公益信託に対する支出金の明細												
寄附した日又は支出した日 元号	年	月	日	寄附先又は受託者		所在地		寄附金の使途又は認定特定公益信託の名称		寄附金額又は支出金額 44 (円)		
N03					E07		E09		E11		G46	
N04					E08		E10		E12		G47	
計											G48	
公益信託に対する寄附金の明細												
寄附した日 元号	年	月	日	受託者		所在地		公益信託の名称		寄附金額 45 (円)		
N05					E13		E15		E17		G49	
N06					E14		E16		E18		G50	
計											G51	
その他の寄附金のうち特定公益信託(認定特定公益信託を除く。)に対する支出金の明細												
支出した日 元号	年	月	日	受託者		所在地		特定公益信託の名称		支出金額 (円)		
N07					E19							
N08					E20							

「特定公益増進法人若しくは認定特定非営利活動法人等に対する寄附金又は認定特定公益信託に対する支出金の明細」の各欄
　公益法人等以外の法人が法第37条第4項《寄附金の損金不算入》に規定する寄附金について同項の損金算入限度額の特例に関する規定の適用を受ける場合(措置法第66条の11の3第1項若しくは第2項《認定特定非営利活動法人に対する寄附金の損金算入等の特例》の規定又は法第37条第6項の規定により読み替えて適用される場合を含みます。)に記載します。
　なお、令第77条各号《公益の増進に著しく寄与する法人の範囲》に掲げる特定公益増進法人に対する寄附金等がある場合には、規則第24条《公益の増進に著しく寄与する法人の証明書類等》の規定による証明書を保存してください。

「公益信託に対する寄附金の明細」の各欄
　公益法人等以外の法人が公益信託に関する法律第2条第1項第1号《定義》に規定する公益信託の信託財産とするために支出した当該公益信託に係る信託事務に関連する寄附金（出資に関する信託事務に充てられることが明らかなもの及び法第37条第3項各号又は同条第4項に規定する寄附金に該当するものを除く。）の額について法第37条第5項の損金算入限度額の特例に関する規定の適用を受ける場合に記載します。

「その他の寄附金のうち特定公益信託(認定特定公益信託を除く。)に対する支出金の明細」の各欄
　令和6年改正前の法第37条第6項《寄附金の損金不算入》の規定により、寄附金の額とみなされる特定公益信託(認定特定公益信託は除きます。)の信託財産とするために支出した金銭について同条第1項の規定の適用を受ける場合に記載します。

添付書類
　公益信託の信託財産とするために支出した金銭について、法第37条第1項《寄附金の損金不算入》の規定の適用を受ける場合は、この別表にその公益信託が同条第6項に規定する特定公益信託に該当することを証明するための書類として令和6年改正前の令第77条の4第2項《特定公益信託の要件等》に規定する主務大臣等の発行する証明書類の写しを添付する必要があります。